

1 交付申請を追加受付する対象事業（以下、「追加申請」と呼びます）

- (1) 令和4年度商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント事業及び活性化事業）
- (2) 令和4年度地域連携型商店街事業（イベント事業及び活性化事業）

※予算確保されている事業が優先されます。

詳細は「4 追加申請の優先受付順位」をご覧ください。

2 スケジュール

- (1) 当初申請（従来からのご案内のとおり）

- ・ 3月3日（木）までに大田区商店街連合会にご提出いただいた事業
- ・ 交付決定日（事業開始可能日） 4月1日（金）

- (2) 追加申請（令和4年度のみ）

- ・ **申請書類提出期限** 7月15日（金）
- ・ 交付決定日（事業開始可能日） 9月1日（木）予定

※交付決定日より前に発注・購入した物品等は補助対象外となります。

3 追加申請の受付要領

原則、イベント事業のみを追加で受け付けいたします。次の①または②に該当する場合に追加申請が可能です。別紙もあわせてご確認ください。

なお、追加申請の際は、事前に大田区商店街連合会を通じてご相談ください。

①時期と内容に変更がある

当初申請した事業について、感染症対策を徹底した事業内容に見直す、または内容を見直して時期も9月以降に実施する場合が該当します。

※追加申請前に、当初申請にかかる中止申請の提出が必要です。

※実施時期のみを変更する場合は、当初申請の変更申請で対応可能です。

②利用可能回数の範囲内で新規に申請する

感染拡大・収束状況を鑑み、9月以降にイベント事業を新たに申請する場合が該当します。

※年度内の利用可能回数に変更はありません。

（当初申請と追加申請を併せて、イベント2回、共催事業1回まで）

4 追加申請の優先受付順位

- (1) 令和3年6月18日までに提出のあった「令和4年度商店街事業計画書」に記載された事業
- (2) 令和3年6月18日までに提出のあった「令和4年度商店街事業計画書」

- に記載された事業の予算の範囲内で内容等を変更する事業（3①に該当）
（3）「令和4年度商店街事業計画書」に記載のなかった事業（3②に該当）
※予算に限りがありますので、（1）→（2）→（3）の順に優先させていただきます。みなさまのご申請状況によっては（3）の事業はお受けできないこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 留意事項

本通知の取り扱いは、令和4年度限りです。（東京都と同様です）
ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。